

合志市訪問型サービス(独自) サービスコード表(R6.4.1～)

サービスコード		サービス内容略称	算定項目				合成 単位数	算定 単位	
種類	項目								
A2	1111	訪問型独自サービス11	イ ①1週当たりの標準的な回数を定める場合 ②1月の中で一定の回数を超えた場合	(1)1週に1回程度の場合	利用回数が4回以上の場合		1,176	1月につき	
A2	2111	訪問型独自サービス11日割			日割の場合		39	1日につき	
A2	1211	訪問型独自サービス12		(2)1週に2回程度の場合	利用回数が8回以上の場合		2,349	1月につき	
A2	2211	訪問型独自サービス12日割			日割の場合		77	1日につき	
A2	1321	訪問型独自サービス13		(3)1週に2回を超える程度の場合	利用回数が12回以上の場合		3,727	1月につき	
A2	2321	訪問型独自サービス13日割			日割の場合		123	1日につき	
A2	2411	訪問型独自サービ21	ロ ①1月当たりの回数を定める場合 ②月額報酬の算定回数に満たさない場合	(1)標準的な内容の指定相当 訪問サービスである場合		287	1回につき		
A2	2511	訪問型独自サービス22		(2)生活援助が中心である場合	(一)所要時間20分以上45分未満の場合		179		
A2	2621	訪問型独自サービス23			(二)所要時間45分以上の場合		220		
A2	1411	訪問型独自短時間サービス		(3)短時間の身体介護が中心である場合		163			
A2	C211	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算11		高齢者虐待防止措置未実施減算	(1)1週に1回程度の場合	12 単位 減算		-12	1月につき
A2	C220	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算11日割				日割の場合 1 単位 減算		-1	1日につき
A2	C212	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算12	(2)1週に2回程度の場合		23 単位 減算		-23	1月につき	
A2	C213	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算12日割			日割の場合 1 単位 減算		-1	1日につき	
A2	C214	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算13	(3)1週に2回を超える程度の場合		37 単位 減算		-37	1月につき	
A2	C215	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算13日割			日割の場合 1 単位 減算		-1	1日につき	
A2	C216	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算21	ロ 1月当たりの回数を定める場合		(1)標準的な内容の指定相当 訪問サービスである場合		3 単位 減算	-3	
A2	C217	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算22			(2)生活援助が中心である場合	(一)所要時間20分以上45分未満の場合 2 単位 減算		-2	
A2	C218	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算23				(二)所要時間45分以上の場合 2 単位 減算		-2	
A2	C219	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算短時間			(3)短時間の身体介護が中心である場合		2 単位 減算	-2	
A2	6001	訪問型独自サービス同一建物減算1	事業所と同一建物の利用者等にサービスを 行う場合	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上に サービスを行う場合 所定単位数の 10% 減算					1月につき
A2	6003	訪問型独自サービス同一建物減算2		事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合 所定単位数の 15% 減算					
A2	6002	訪問型独自サービス同一建物減算3		同一の建物等に居住する利用者の割合が100分の90以上の場合 所定単位数の 12% 減算					
A2	8000	訪問型独自サービス特別地域加算	特別地域加算					所定単位数の 15% 加算	1月につき
A2	8001	訪問型独自サービス特別地域加算日割						所定単位数の 15% 加算	1日につき
A2	8002	訪問型独自サービス特別地域加算回数						所定単位数の 15% 加算	1回につき
A2	8100	訪問型独自サービス小規模事業所加算	中山間地域等における小規模事業所加算					所定単位数の 10% 加算	1月につき
A2	8101	訪問型独自サービス小規模事業所加算日割						所定単位数の 10% 加算	1日につき
A2	8102	訪問型独自サービス小規模事業所加算回数						所定単位数の 10% 加算	1回につき
A2	8110	訪問型独自サービス中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者への サービス提供加算					所定単位数の 5% 加算	1月につき
A2	8111	訪問型独自サービス中山間地域等加算日割						所定単位数の 5% 加算	1日につき
A2	8112	訪問型独自サービス中山間地域等加算回数						所定単位数の 5% 加算	1回につき
A2	4001	訪問型独自サービス初回加算	ハ 初回加算				200 単位加算	200	1月につき
A2	4003	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅰ	ニ 生活機能向上連携加算		(1)生活機能向上連携加算(Ⅰ)		100 単位加算	100	
A2	4002	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅱ			(2)生活機能向上連携加算(Ⅱ)		200 単位加算	200	
A2	6102	訪問型独自口腔連携強化加算	ホ 口腔連携強化加算				50 単位加算	50	月1回限度
A2	6269	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅰ	ヘ 介護職員処遇改善加算		(1)介護職員処遇改善加算(Ⅰ)		所定単位数の 137/1000 加算		1月につき
A2	6270	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅱ			(2)介護職員処遇改善加算(Ⅱ)		所定単位数の 100/1000 加算		
A2	6271	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅲ			(3)介護職員処遇改善加算(Ⅲ)		所定単位数の 55/1000 加算		
A2	6278	訪問型独自サービス特定処遇改善加算Ⅰ	ト 介護職員等特定処遇改善加算		(1)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)		所定単位数の 63/1000 加算		
A2	6279	訪問型独自サービス特定処遇改善加算Ⅱ			(2)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)		所定単位数の 42/1000 加算		
A2	6281	訪問型独自サービスベースアップ等支援加算	チ 介護職員等ベースアップ等支援加算				所定単位数の 24/1000 加算		